

段階別による保険料（世帯の所得等により決定されます）

段階別	令和3年度		
		年額	月額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方、また本人及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	24,840円	2,070円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の方	41,400円	3,450円
第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で上記以外の方	57,960円	4,830円
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	74,520円	6,210円
第5段階 (基準額)	世帯課税で本人が町民税非課税の方で、上記以外の方	82,800円	6,900円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	99,360円	8,280円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	107,640円	8,970円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	124,200円	10,350円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,760円	11,730円

お問い合わせ先

勝浦町役場 福祉課 介護保険係

電話 (0885) 42-1502

IP 050-3438-7148(代表)

FAX 0885-42-3028